

令和5年 第2回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年2月24日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和5年 第2回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第4号 農地法第3条の規定による許可書の訂正について
- 日程第 8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第5号 農用地利用配分計画について
- 日程第13 議案第6号 非農地証明願について

1 出席委員 (23名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、 | 18番 高橋 榮一 委員、 |
| 19番 岩渕 弘 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、 |
| 21番 大沢 純香 委員、 | |
| 23番 大場 裕之 会長職務代理者、 | |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

2 欠席委員 なし

3 議事に参与した者

事務局長補佐		小 山	雅 規
農地農政係 主 幹		高 橋	潤
農地農政係 主 幹		大 場	香
農地農政係 主 事		菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長（吉田優俊 会長）

ご起立願います。

ご苦勞様です。ご着席願います。

暦のうえでは立春、そして雨水を過ぎまして、雪が雨に変わり季節がゆるむ頃となっておりますが、まだまだ寒さ厳しい日が続いております。

3月になりますと農作業も忙しくなってくると思われまます。皆様には引き続き健康にご留意され、活動にあたっていただければと存じます。

それでは、ただいまから令和5年 第2回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、23名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、議席19番 岩渕 弘 委員、議席番号20番 三浦 栄 委員 の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小山事務局長補佐

議案資料に基づき、令和5年1月28日から令和5年2月24日までに実施の事務事業等の報告、並びに令和5年2月25日から令和5年3月28日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の 畑 1筆 813㎡のうち56.01㎡、農機具の格納庫および作物の一時保管用の倉庫を設置するもので、工事期間は令和5年1月16日から同年3月31日までの予定。

以上、1案件を説明報告。

議長

次に、去る2月17日、議席番号5番 遊佐 一成 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 正博 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 正博 推進委員から報告願います。

佐藤 正博 推進委員

報告します。去る2月17日に遊佐 一成 委員、私と事務局の3名で書類審査及び現地調査を実施しました。

番号1番は、農作業の効率化のため畑に農機具格納庫と作物の一時保管倉庫を建築するための現状変更です。現地は、自宅敷地内にある畑で野菜が植えてありました。

施工にあつては自宅敷地内であり周辺農地への影響もないことから、特に問題ないものと判断しました。以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

これで日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から番号9番までの9案件、

第2区の番号10番から番号35番までの26案件、

第3区の番号36番から番号38番までの3案件、

合わせて38案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 2筆 2, 728㎡、

番号2番は、築館地区の 田 1筆 1, 225㎡、

番号3番は、築館地区の 田 12筆 31, 631㎡、いずれも農地法第3条による
賃貸借権解約の3案件、

番号4番は、築館地区の 田 2筆 3, 077㎡、

番号5番は、高清水地区の 田 1筆 7, 292㎡、

番号6番は、一迫地区の 田 8筆 9, 685㎡、いずれも農業経営基盤強化促進法
(以下「基盤法」)による賃貸借権解約の3案件、

番号7番と番号8番は関連案件で、一迫地区の 田 5筆 19, 925㎡、

番号9番は、一迫地区の 田 3筆 5, 895㎡、いずれも農地中間管理事業に関する
配分計画の賃貸借権解約の3案件、

第2区の番号10番は、若柳地区の 田 3筆 2, 538㎡、

番号11番は、若柳地区の 田 16筆 22, 436㎡、

番号12番は、若柳地区の 田 1筆 1, 621㎡、

番号13番は、若柳地区の 田 14筆 8, 784㎡、

番号14番は、若柳地区の 田 2筆 1, 484㎡、

番号15番は、若柳地区の 田 23筆 31, 395㎡、

番号16番は、若柳地区の 田 3筆 3, 052㎡、

番号17番は、若柳地区の 田 17筆 10, 259㎡、

番号18番は、若柳地区の 田 18筆 14, 186㎡、

番号19番は、若柳地区の 田 5筆 9, 159㎡、

番号20番は、若柳地区の 田 7筆 4, 744㎡、

番号21番は、若柳地区の 田 9筆 15, 321㎡、いずれも農地法第3条による
賃貸借権解約の12案件、

番号22番は、若柳地区の 田 3筆 3, 705㎡、基盤法による賃貸借権解約の1
案件、

番号23番と番号24番は関連案件で、若柳地区の 田 1筆 87㎡、農地中間管理

事業に関する集積計画および配分計画の賃貸借権解約の2案件、

番号25番は、若柳地区の 田 17筆 9,002㎡、

番号26番は、若柳地区の 田 14筆 10,231㎡、

番号27番は、若柳地区の 田 15筆 17,460㎡、

番号28番は、若柳地区の 田 17筆 15,078㎡、

番号29番は、若柳地区の 田 20筆 14,525㎡、

番号30番は、若柳地区の 田 13筆 20,646㎡、いずれも農地中間管理事業に関する配分計画の賃貸借権解約の6案件、

番号31番は、金成地区の 田 10筆 8,676㎡、

番号32番は、金成地区の 田 1筆 2,606㎡、いずれも基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号33番と番号34番は関連案件で、金成地区の 田 2筆 2,057㎡、農地利用集積円滑化事業に関する基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号35番は、志波姫地区の 田 30筆 16,817㎡、基盤法による賃貸借権解約の1案件、

第3区の番号36番は、栗駒地区の 田 12筆 11,789㎡、畑 5筆 3,910㎡、計 15,699㎡、農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号37番は、栗駒地区の 田 16筆 25,013㎡、

番号38番は、鶯沢地区の 田 27筆 14,416㎡、畑 6筆 2,288㎡、計 16,704㎡、いずれも基盤法による賃貸借権解約の2案件、

以上、38案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 田 2筆 7,154㎡、

番号2番は、瀬峰地区の 田 18筆 30,709㎡、畑 5筆 6,260㎡、計 36,969㎡、いずれも、農地法第3条による使用貸借権解約の2案件、

以上、2案件を説明報告。

議長

続いて、第2区の番号3番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の 畑 1筆 533㎡、農地中間管理事業に関する配分計画による貸借権解約の1案件、
以上、1案件を説明報告。

議長

これで、日程6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、報告第4号 農地法第3条の規定による許可書の訂正について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 畑 1筆 5,002㎡のうち1,475㎡、
区分地上権設定の訂正で、農地の一部にかかる権利設定を農地全体に設定するため訂正
もの。

以上、1案件を説明報告。

議長

これで日程第7、報告第4号 農地法第3条の規定による許可書の訂正について、報告
を終わります。

議長

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたし
ます。

はじめに、第1区の番号1番から番号14番の14案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 1筆 359㎡、
番号2番は、築館地区の 田 1筆 1,225㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、
番号3番は、築館地区の 畑 2筆 2,865㎡、所有権移転贈与の1案件、
番号4番は、築館地区の 田 1筆 2,237㎡、
番号5番は、築館地区の 田 4筆 11,700㎡、いずれも賃貸借権設定の2案件、

番号6番は、一迫地区の 田 1筆 876㎡、
番号7番は、一迫地区の 田 5筆 19,925㎡、畑 5筆 1,944㎡、
計 21,869㎡、
番号8番は、一迫地区の 田 49筆 17,752.88㎡、畑 18筆 56,
543.00㎡、計 74,295.88㎡、いずれも所有権移転売買の3案件、
番号9番は、一迫地区の 田 5筆 5,722㎡、
番号10番は、一迫地区の 田 7筆 9,530㎡、
番号11番は、一迫地区の 田 8筆 14,045㎡、
番号12番は、一迫地区の 田 10筆 5,949㎡、いずれも賃貸借権設定の4
案件、
番号13番は、瀬峰地区の 田 6筆 18,502㎡、畑 3筆 5,411㎡、
計 23,913㎡、
番号14番は、瀬峰地区の 田 18筆 30,709㎡、畑 5筆 6,260㎡、
計 36,969㎡、いずれも所有権移転贈与の2案件、
以上、14案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 正博 推進委員から報告願います。

佐藤 正博 推進委員

報告します。去る2月17日に3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番から番号3番、番号6番から番号8番、番号13番から番号14番は経営合理化や労力不足による売買や贈与、親子間の経営移譲による贈与となっており、番号委4番から5番、番号9番から番号12番は労力不足や規模拡大、経営合理化を理由とするものであり、許可にあたっては全部効率利用要件や地域調和要件を勘案し、許可にあたってはいずれも特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号15番から番号24番までの10案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号15番と番号16番は関連案件で、若柳地区の 畑 1筆 135㎡、
所有権移転交換の2案件、
番号17番は、若柳地区の 田 7筆 6,268㎡、
番号18番は、若柳地区の 田 18筆 15,372㎡、いずれも賃貸借権設定の2
案件、
番号19番は、若柳地区及び志波姫地区の 田 66筆 58,891㎡、畑 4筆
2,951㎡、計 61,842㎡、使用貸借権設定の1案件、
番号20番は、金成地区の 田 10筆 8,676㎡、
番号21番は、金成地区の 田 5筆 10,915㎡、
番号22番は、金成地区の 田 1筆 1,045㎡、
番号23番は、金成地区の 田 1筆 1,088㎡、いずれも賃貸借権設定の4案件、
番号24番は、志波姫地区の 田 32筆 44,999㎡、畑 2筆 1,670㎡、
計 46,669㎡、使用貸借権設定の1案件、
以上、10案件を説明。

議長

次に、去る2月20日、農地利用最適化推進委員の 小野寺 栄悦 推進委員及び 阿部
正一 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。
それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

阿部 正一 推進委員

推進委員の阿部です。2月20日に3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。
番号15番と番号16番は耕作不便解消のための所有権移転交換、番号17番と番号
18番、番号20番から番号23番はいずれも労力不足による賃貸借権設定、番号19番
と番号24番は農業者年金継続受給のための経営継承による使用貸借権設定です。
許可にあたってはいずれも特に問題はないと判断しました。
以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号25番から番号41番までの17案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号25番は、栗駒地区の 田 2筆 3, 021㎡、畑 1筆 188㎡、計 3, 209㎡、所有権移転売買の1案件、

番号26番は、栗駒地区の 田 15筆 18, 758㎡、畑 1筆 1, 121㎡、計 19, 879㎡、所有権移転贈与の1案件、

番号27番は、栗駒地区の 田 7筆 19, 015㎡、

番号28番は、栗駒地区の 田 19筆 16, 115㎡、

番号29番は、栗駒地区の 田 3筆 2, 547㎡、

番号30番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 034㎡の内2, 033. 74㎡、

番号31番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 087㎡の内2, 086. 74㎡、

番号32番は、栗駒地区の 田 1筆 1, 352㎡の内1, 351. 74㎡、

番号33番は、栗駒地区の 田 2筆 1, 995㎡の内1, 994. 74㎡、

番号34番は、栗駒地区の 田 3筆 1, 756㎡の内1, 755. 71㎡、いずれも貸借権設定の8案件、

番号35番は、栗駒地区の 田 2筆 3, 691㎡、使用貸借権設定の1案件、

番号36番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 034㎡、

番号37番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 087㎡、

番号38番は、栗駒地区の 田 1筆 1, 352㎡、

番号39番は、栗駒地区の 田 2筆 1, 995㎡、

番号40番は、栗駒地区の 田 2筆 1, 689㎡、いずれも区分地上権設定の5案件、

番号41番は、鶯沢地区の 田 8筆 2, 626㎡、畑 6筆 2, 288㎡、計 4, 914㎡、所有権移転売買の1案件、

以上、17案件を説明。

議長

次に、去る2月20日、議席番号15番 高橋 寛 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 東一 推進委員及び 三浦 勇市 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号15番 高橋 寛 委員から報告願います。

高橋 寛 委員

ご報告します。去る2月20日に 佐藤 東一 推進委員、三浦 勇市 推進委員、事務局担

当者、私の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。

さきに事務局担当者説明にありましたとおりであり、いずれの案件とも許可にあたりましては特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の

番号1番から番号41番までの41案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の番号1番から番号41番までの41案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第3区の番号1番から番号2番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号1番は、鶯沢地区の 田 1筆 3, 042㎡の内432.23㎡、申請地を業務用地として一時転用し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。発電パネルは畦畔部分に設置し、それ以外は水稻を作付しホールクロープサイレージとして活用するもので、パネル下部は営農しないため営農型太陽光発電には該当しません。農地区分は農用地区域内農地ですが平成28年3月31日付農林水産省発出通達により、農地の法面及び畦畔に太陽光発電設備を設置する場合の取扱いにより、適切な管理の下での農用地区域内での一時転用が可能である旨示されており、不許可の例外に該当するものです。

受付にあたっては通常の審査項目のほか、畦畔の維持管理計画及び設備設置部分以外の営農計画についても確認しており、また、当該案件について宮城県にも照会確認したところ、周辺農地への支障がない旨確認できれば設置可能との回答を受け、申請者から日影図を提出いただき、周辺農地の営農に支障がないことを確認しております。

番号2番は、鶯沢地区の 田 1筆 2, 970㎡の内406.00㎡、番号1番の案件と同様に申請地を業務用地として一時転用し、太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。そのほかの内容につきましても番号1番と同様となります。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

ご報告します。去る2月20日に議席番号15番 高橋 寛 委員、三浦 勇市 推進委員、事務局担当者、私の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。

さきに事務局担当者説明にありましたとおりであり、基本的には番号1番、2番ともに同様の案件であり、番号1番は隣接農地がすべて申請者所有、番号2番は第三者所有であることから事業にあたって同意書をもってしております。

このような案件は初めてであり各委員で許可すべきか悩みましたが、事務局説明にあるように法的要件等は満たしており、2案件とも許可相当と判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

13番 芳賀委員。

芳賀 博秋 委員

芳賀です。面積が約3,000㎡と圃場整備した田と思われませんが、農振地域内の田であり今後さらに同様の案件の広がりが見込まれます。一時転用で3年としたのはなぜか、通常では太陽光発電は20年の一時転用と思われれます。申請は条件がクリアしたので案件としたものと思いますが、現地確認報告で悩んだとのことであり、当案件は再考してみるべきではないかと思いたしますがいかがでしょうか。

議長

事務局から説明いたします。

事務局

一時転用期間の3年については国からの通達に基づいての設定で、以降は更新手続きを行っていくこととなります。太陽光発電は耐用年数が20年ですが今後圃場の状況が変わる可能性もあることから、3年となっております。

議長

芳賀委員よろしいですか。

芳賀 博秋 委員

内容については農林水産省からの通達がもととなることは分かりました。ただ、農地行政というのは地元の農業委員会でありまして、農地に関して各委員が将来的に考えて判断すべきではないかと私は思います。農振区域内の連坦性のある農地に今回案件のように太陽光を設置すると、担い手への農地集約や将来的な土地利用に支障を及ぼす可能性もあり審査にあたっては将来の土地利用について1項目増やして、判断を保留し再度審査すべきではないでしょうか。

議長

事務局説明の内容については了解のうえで、意見ということですか。

今は説明の内容に対する質疑です。質疑の回答内容についてはよろしいですか。

芳賀 博秋 委員

事務局説明の内容については国の通達に沿っており、今回はこれで結構です。

議長

それでは、会議開始から1時間が経過したので、午後2時40分まで、休憩といたし

ます。

(暫時休憩：午後2時28分から2時43分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時43分)

引き続き質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

11番 三浦委員。

三浦 正勝 委員

11番の三浦です。今回の2案件に法的要件等に問題はなく、4条許可で設置できるという説明ですが、これだと市内どこでも設置できることとなり農業委員会としてどこを見てチェックしているのかという目が委員会に向けられます。地域農業に及ぼす影響が際限なく広がる可能性があり、営農作業にも支障が想定されることから、質疑というよりは議論ということで、各委員の考えも聞いたうえで判断してはいかがでしょうか。

議長

ただ今の発言内容は質疑というより討論になりますので、討論の時間の中で扱うこととします。

ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

17番 岩渕委員。

岩渕 弘 委員

説明内容の大筋は理解しましたが、隣地との境である畦畔はどのような状況になるのですか。

議長

事務局説明。

事務局

先に説明のとおり番号1番の案件は隣接農地は申請者所有であり問題ありません。番号2番の案件は隣接地の所有者にパネル設置や日照について説明のうえ同意書をいただいております。

議長

岩渕委員よろしいですか。

岩渕 弘 委員

了解。

議長

ほかにございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

9番 阿部委員。

阿部 一信 委員

9番の阿部です。この問題に当てはまるかは分かりませんが、私の地域は中山間地域で耕作条件が悪いところがありますが、今年になり地域の水稻+畜産農家が病に倒れ、畜産はやめて田は耕作受け手がなく収入は年金のみとなった。生活するのに太陽光発電設備を休耕田に設置し収入を得るしかない状況です。角度を変えてみると地域での生活を維持するうえで必要になる事もあるということです。

議長

ほかには質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

20番 三浦委員。

三浦 栄 委員

20番の三浦です。許可期間3年がひっかかっている。国は3年としているがどう考えたらいいのか。

議長

事務局説明。

事務局

国は農振農用地なので3年としている。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

17番 佐々木委員。

佐々木 耕太郎 委員

認定農業者だと10年まで期間設定良いはず。申請者は認定農業者でないから3年ということでないか。

議長

案件の申請者が認定農業者かどうか、あとで確認し報告させます。
ほかに質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

4番 佐々木委員。

佐々木 弘 委員

4番の佐々木です。資料中のパネルの角度がちょっとおかしいのではないかと。本来は南側に向くが北側を向いているものがあるのではないかと確認したい。

それ以外の設置に対する許可については異議ありません。

議長

事務局説明。

事務局

パネルの向きについて資料内容を精査します。

議長

では精査し後ほど報告することとします。
ほかに質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

7 番 岩淵委員。

岩淵 敬一 委員

初めての案件であり芳賀委員、三浦委員のおっしゃることは分かります。

ですが、審議をここで繰り返して行って申請を覆すということまでは難しいのではないかと思います。関係機関に確認したり隣接農地所有者の同意を得ているなど、手続きには問題なく、また、私も長く農業委員を務めているが今回と似たような許可不許可に迷うような案件は過去にいくつもあった。しかし、関係機関に確認すれば要件を満たしていることから許可相当でありました。したがって今回の案件は許可相当と考えます。

議長

ほかに質疑ございませんか。

— 「なし」 の声 —

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

11 番 三浦委員。

三浦 正勝 委員

11 番の三浦です。許可要件としては満たしているということで理解します。

ただ、他に及ぼす影響が大きいという点を考慮すれば、条件を附して許可するとか、想定される事を各委員で審議し、許可していくことが今の段階では必要と考えます。

議長

ただ今の討論について、ほかにありませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

13番 芳賀委員。

芳賀 博秋 委員

芳賀です。隣接農地の同意はあるようですが、ほかに日照要件、雨水の処理要件は説明がないので審査項目にないと思います。それらを含め、周辺農地への影響を要件に入れて審議すべきではないかと思いますので、許可にあたって条件を附していくべきと思います。

議長

ほかに討論ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

11番 三浦委員。

三浦 正勝 委員

11番の三浦です。国の通達では設置できるとしている中身が意外とはっきりしていないのではないかと。法面で完結できる太陽光パネルとかを想定してあって、法面や畦畔をまたぐ設置は想定していないのではないかと。通達で言っているのはどこからどこまでなのか確認する必要があると思います。

また、今回のような案件が出てきたときに集団的農地の活用、地域景観、隣接農地のほか周辺に広がりのある担い手農家の意見を徴するなどのことを入れるべきではないかと思えますので国、県に要望していくべきと思えます。法の網をくぐるようなことで守られてきた農地が虫食い状態になっていくことは避けなければなりません。将来に禍根を残さないようそれらの審査要件などをもって厳密に審査すべきと考えます。

議長

ほかに討論ございませんか。

—「なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請 についての、第3区の番号1番から番号2番までの2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請 についての、第3区の番号1番から番号2番までの2案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号5番の5案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 1筆 1, 156㎡、所有権移転売買の1案件で、申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は周囲を山林及びため池等によって分断された生産性の低い小集団農地となり第2種農地、排水計画は雨水を自然浸透で処理することを説明。

番号2番は、築館地区の 畑 2筆 481㎡、番号1番と譲渡人、譲受人とも同一の所有権移転売買の1案件ですが、申請地が番号1番と離れており別案件としております。転用目的は申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は都市計画区域内で準工業地域に指定されており第3種農地、排水計画は雨水を自然浸透で処理することを説明。

番号3番は、築館地区の 畑 1筆 1, 676㎡、こちらも同様に所有権移転売買の1案件で、申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は都市計画区域内で工業地域に指定されており第3種農地、排水計画は雨水を自然浸透で処理することを説明。

番号4番は、一迫地区の 畑 1筆 1, 217㎡、所有権移転贈与の1案件で、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は概ね300m以内に市総合支所がある農用地区域内の農地となり第3種農地、排水計画は雨水を自然浸透で処理することを説明。

番号5番は、瀬峰地区の 田 1筆 5, 148㎡の内680㎡、地上権設定となる案件で、申請地を借り太陽光発電設備を農地法面に設置し、その他の部分は引き続き牧草作付けをするものです。

農地区分は農振地域内の農用地ですが国の通達で農地法面等への設置につき不許可の例外規定に該当、排水計画は雨水を自然浸透で処理することを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号5番 遊佐 一成 委員から報告願います。

遊佐 一成 委員

それでは報告いたします。去る2月17日に佐藤 正博 推進委員、私と事務局担当者の3名で書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番から番号5番はいずれも太陽光発電設備設置の案件で、いずれの案件についても周辺農地への影響はないようであり、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番は、若柳地区の 田 1筆 567㎡、所有権移転贈与の1案件で、申請地を譲り受け一般個人住宅及び農業用倉庫並びに駐車場を建築造成するものです。

農地区分は第1種農地となりますが、令和4年第9回農業委員会総会において農業振興地域除外の審査をいただいた農地で、一般住宅建築ということで例外規定の集落接続に該当します。

排水計画は、生活排水は浄化槽による処理、雨水は自然浸透及び既設水路への排水であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 栄悦 推進委員 から報告願います。

小野寺 栄悦 推進委員

それではご報告します。去る2月20日、前述の3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号6番は、譲渡人が稲作農家で、その後継者の個人住宅及び農業用倉庫を建築するための贈与であり、周辺農地への影響はないようであり、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号7番から番号12番までの6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号7番は、栗駒地区の畑1筆 339㎡、所有権移転贈与の1案件で、申請地を譲り受け一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は第1種農地となりますが、集落接続の例外規定に該当します。

排水計画は、生活排水は下水道接続による処理、雨水は自然浸透であることを説明。

番号8番から番号12番までは、いずれも栗駒地区における営農型太陽光発電設備設置に伴う同一借受人の10年間一時転用の地上権設定案件です。

番号8番は、栗駒地区の田2筆 2,034㎡の内0.26㎡、

番号9番は、栗駒地区の田2筆 2,087㎡の内0.26㎡、

番号10番は、栗駒地区の田1筆 1,352㎡の内0.26㎡、

番号11番は、栗駒地区の田2筆 1,995㎡の内0.26㎡、

番号12番は、栗駒地区の田2筆 1,689㎡の内0.29㎡、

で、いずれもパネル下部で牧草を作付けします。

農地区分はいずれも農振地域内の農用地ですが営農型太陽光発電の設置につき不許可の例外規定に該当、排水計画は雨水を自然浸透で処理することを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、三浦 勇市 推進委員 から報告願います。

三浦 勇市 推進委員

去る2月20日に前述の4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号7番は、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するもので、周辺農地への影響はなく許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号8番から番号12番の詳細は事務局説明のとおり、それぞれ営農型太陽光発電設備を設置し、パネル下部では牧草を作付けする計画です、周辺農地にも営農型太陽光発電設備を設置している隣接地となり、周辺への影響はないと考えられることから、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

議席番号11番 三浦委員。

三浦 正勝 委員

11番の三浦でございます。案件に共通してお尋ねします。宮城県内で認定農業者の認定を受けているという説明でしたが、認定の受け方は市町村個々に認定されているのか、どうしたら県内の認定をとれるのかお尋ねします。

議長

事務局説明。

事務局

一般の認定農業者は市で認定しますが、広域の認定については県に申請の一本化となっております。

議長

三浦委員よろしいですか。

三浦 正勝 委員

了解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号12番までの12案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号12番までの12案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

それでは、会議開始から1時間が経過したので、午後4時10分まで、休憩いたします。

(暫時休憩：午後3時55分から4時10分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後4時10分)

議長

日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号16番から番号17番の2案件、番号28番から番号30番の3案件、合わせて5案件について審議いたします。

議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後4時10分)

(17番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後4時10分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号16番は、高清水地区の 田 1筆 2, 554㎡、所有権移転売買の1案件、

番号17番は、高清水地区の 田 3筆 17, 124㎡、新規賃貸借権設定の1案件、

番号28番は、高清水地区の 田 1筆 4, 400㎡、

番号29番は、高清水地区の 田 1筆 792㎡、

番号30番は、高清水地区の 田 1筆 300㎡、いずれも新規の使用貸借権設定の3案件、

以上、5案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「質疑なし」の声 —

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

— 「討論なし」の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、

第1区の番号16番から番号17番の2案件、番号28番から番号30番の3案件、合わせて5案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、

第1区の番号16番から番号17番の2案件、番号28番から番号30番の3案件、合わせて5案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後4時12分)

(17番 佐々木 耕太郎 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後4時12分)

次に、第1区の番号38番の1案件、について審議いたします。

佐藤 正博 推進委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後4時13分)

(佐藤 正博 推進委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後4時13分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号38番は、一迫地区の 田 6筆 15, 631㎡、新規賃貸借権設定の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第4号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号38番の1案件、について、
原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号38
番の1案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、佐藤
正博 推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後4時15分)

(佐藤 正博 推進委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後4時15分)

次に、第2区の番号100番から番号101番の2案件、について審議いたします。
議席番号9番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後4時15分)

(9番 阿部 一信 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後4時15分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号100番は、金成地区の 田 18筆 23, 189㎡、
番号101番は、金成地区の 田 1筆 4, 244㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
2案件、
以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号100番から番号101番
の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号100
番から番号101番の2案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席

番号9番 阿部 一信 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後4時18分)

(番号9番 阿部 一信 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後4時18分)

次に、第2区の番号102番から番号104番の3案件、番号124番から番号125番の2案件、

合わせて5案件について審議いたします。

阿部 正一 推進委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後4時19分)

(阿部 正一 推進委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後4時19分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号102番は、金成地区の 田 2筆 961㎡、
番号103番は、金成地区の 田 5筆 5,257㎡、
番号104番は、金成地区の 田 1筆 999㎡、いずれも新規賃貸借権設定の3
案件、

番号124番は、金成地区の 田 5筆 4,330㎡、
番号125番は、金成地区の 田 1筆 1,027㎡、いずれも賃貸借権更新の2
案件、

以上、5案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「質疑なし」 の声 —

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号102番から番号104番の3案件、番号124番から番号125番の2案件、合わせて5案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号102番から番号104番の3案件、番号124番から番号125番の2案件、合わせて5案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、阿部正一 推進委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後4時21分)

(阿部 正一 推進委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後4時21分)

次に、第2区の番号136番の1案件、について審議いたします。

議席番号4番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後4時21分)

(4番 佐々木 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後4時21分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号136番は、志波姫地区の田 7筆 3, 662㎡、新規賃貸借権設定の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号136番の1案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号136番の1案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号4番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後4時23分)

(4番 佐々木 弘 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後4時23分)

次に、第3区の番号166番の1案件、番号170番の1案件、番号180番から番号187番までの8案件、番号198番から番号199番の2案件、番号201番から番号203番までの3案件、
合わせて15案件について審議いたします。

議席番号19番 岩渕 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後4時24分)

(19番 岩渕 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後4時24分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号166番は、栗駒地区の 田 3筆 2, 839㎡、新規賃貸借権設定の1案件、

番号170番は、栗駒地区の 田 8筆 8, 928㎡、新規及び更新の賃貸借権設定の1案件、

番号180番は、栗駒地区の 田 12筆 12, 509㎡、

番号181番は、栗駒地区の 田 7筆 6, 515㎡、

番号182番は、栗駒地区の 田 14筆 11, 615㎡、

番号183番は、栗駒地区の 田 5筆 12, 389㎡、

番号184番は、栗駒地区の 田 10筆 24, 624. 56㎡、

番号185番は、栗駒地区の 田 4筆 5, 898㎡、

番号186番は、栗駒地区の 田 5筆 7, 055㎡、

番号187番は、栗駒地区の 田 6筆 4, 959㎡、いずれも賃貸借権設定更新の8案件、

番号198番は、鶯沢地区の 田 7筆 11, 959㎡、

番号199番は、鶯沢地区の 田 3筆 5, 725㎡、いずれも新規賃貸借権設定の2案件、

番号201番は、鶯沢地区の 田 5筆 7, 537㎡、

番号202番は、鶯沢地区の 田 7筆 13, 003㎡、

番号203番は、鶯沢地区の 田 11筆 18, 426㎡、いずれも賃貸借権設定更新の3案件、

以上、15案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、第3区の番号166番の1案件、番号170番の1案件、番号180番から番号187番までの8案件、番号198番から番号199番の2案件、番号201番から番号203番までの3案件、合わせて15案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第3区の番号166番の1案件、番号170番の1案件、番号180番から番号187番までの8案件、番号198番から番号199番の2案件、番号201番から番号203番までの3案件、

合わせて15案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号19番 岩渕 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後4時28分)

(19番 岩渕 弘 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後4時28分)

議長

次に、第3区の番号206番から番号208番の3案件、について審議いたします。

議席番号16番 狩野 善典 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後4時28分)

(16番 狩野 善典 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後4時28分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号206番は、花山地区の 田 1筆 799㎡、

番号207番は、花山地区の 田 1筆 2,525㎡、

番号208番は、花山地区の 田 1筆 3,547㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
3案件、

以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、第3区の番号206番から番号208番の
3案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第3区の番号206番から番号208番の3案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号16番 狩野 善典 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後4時30分)

(16番 狩野 善典 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後4時30分)

次に、第1区の番号1番から番号15番までの15案件、番号18番から番号27番までの10案件、番号31番から番号37番までの7案件、番号39番から番号67番までの29案件、

合わせて61案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 畑 4筆 9, 415㎡、
番号2番は、築館地区の 田 6筆 12, 155㎡、
番号3番は、築館地区の 田 2筆 3, 077㎡、いずれも所有権移転売買の3案件、
番号4番は、築館地区の 田 1筆 7, 241㎡、
番号5番は、築館地区の 田 6筆 13, 954㎡、畑 2筆 603㎡、計 14, 557㎡、
番号6番は、築館地区の 田 8筆 7, 786㎡、
番号7番は、築館地区の 田 8筆 10, 016. 94㎡、
番号8番は、築館地区の 田 2筆 16, 029㎡、
番号9番は、築館及び志波姫地区の 田 17筆 11, 338㎡、畑 2筆 1, 085㎡、計 12, 423㎡、いずれも新規賃貸借権設定の6案件、
番号10番は、築館地区の 田 9筆 16, 029㎡、新規および更新の賃貸借権設定の1案件、
番号11番は、築館地区の 田 16筆 21, 024㎡、畑 1筆 339㎡、計 21, 363㎡、
番号12番は、築館地区の 14筆 23, 773㎡、いずれも賃貸借権設定更新の2案件、

番号13番は、築館地区の 田 2筆 2, 000 m²、新規使用貸借権設定の1案件、
 番号14番は、高清水地区の 田 2筆 1, 675 m²、
 番号15番は、高清水地区の 田 2筆 269 m²、いずれも所有権移転売買の2案件、
 番号18番は、高清水地区の 田 5筆 2, 921 m²、
 番号19番は、高清水地区の 田 5筆 7, 249 m²、
 番号20番は、高清水地区の 田 6筆 12, 624 m²、
 番号21番は、高清水地区の 田 2筆 4, 361 m²、
 番号22番は、高清水地区の 田 1筆 1, 011 m²、
 番号23番は、高清水地区の 田 1筆 6, 566 m²、いずれも新規貸借権設定の
 6案件、
 番号24番は、高清水地区の 田 5筆 14, 083 m²、
 番号25番は、高清水地区の 田 4筆 3, 768 m²、
 番号26番は、高清水地区の 田 2筆 17, 418 m²、
 番号27番は、高清水地区の 田 1筆 3, 535 m²、いずれも貸借権設定更新の
 4案件、
 番号31番は、高清水地区の 田 3筆 1, 123 m²、新規使用貸借権設定の1案件、
 番号32番は、一迫地区の 畑 1筆 16, 830 m²、
 番号33番は、一迫地区の 田 14筆 20, 011 m²、
 番号34番は、一迫地区の 田 8筆 9, 685 m²、いずれも所有権移転売買の3案
 件、
 番号35番は、一迫地区の 田 10筆 9, 595 m²、
 番号36番は、一迫地区の 田 1筆 1, 031 m²、
 番号37番は、一迫地区の 田 1筆 2, 011 m²、
 番号39番は、一迫地区の 田 2筆 7, 154 m²、
 番号40番は、一迫地区の 田 7筆 11, 420 m²、
 番号41番は、一迫地区の 田 1筆 6, 648 m²、
 番号42番は、一迫地区の 田 3筆 3, 617 m²、いずれも新規貸借権設定の7
 案件、
 番号43番は、一迫地区の 田 2筆 1, 802 m²、
 番号44番は、一迫地区の 田 5筆 4, 721 m²、
 番号45番は、一迫地区の 田 4筆 8, 362 m²、
 番号46番は、一迫地区の 田 2筆 5, 004 m²、
 番号47番は、一迫地区の 田 3筆 4, 092 m²、
 番号48番は、一迫地区の 田 9筆 24, 779 m²、
 番号49番は、一迫地区の 田 10筆 14, 198 m²、
 番号50番は、一迫地区の 田 1筆 4, 208 m²、
 番号51番は、一迫地区の 田 10筆 10, 155 m²、いずれも貸借権設定更新
 の9案件、

番号52番は、瀬峰地区の 田 1筆 2, 622 m²、
番号53番は、瀬峰地区の 田 1筆 6, 894 m²、
番号54番は、瀬峰地区の 田 2筆 2, 056 m²、
番号55番は、瀬峰地区の 田 1筆 1, 954 m²、
番号56番は、瀬峰地区の 田 1筆 2, 026 m²、
番号57番は、瀬峰地区の 田 2筆 5, 402 m²、
番号58番は、瀬峰地区の 田 2筆 1, 934 m²、
番号59番は、瀬峰地区の 田 1筆 599 m²、
番号60番は、瀬峰地区の 田 2筆 3, 125 m²、いずれも新規賃貸借権設定の9
案件、

番号61番は、瀬峰地区の 田 4筆 4, 921 m²、
番号62番は、瀬峰地区の 田 5筆 5, 819 m²、
番号63番は、瀬峰地区の 田 3筆 6, 147 m²、
番号64番は、瀬峰地区の 田 3筆 9, 278 m²、
番号65番は、瀬峰地区の 田 1筆 2, 513 m²、
番号66番は、瀬峰地区の 田 1筆 1, 718 m²、
番号67番は、瀬峰地区の 田 1筆 3, 277 m²、いずれも賃貸借権設定更新の
7案件、

以上、61案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第2区の番号68番から番号99番までの32案件、番号105番から番号123番までの19案件、番号126番から番号135番までの10案件、番号137番から番号161番までの25案件、
合わせて86案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号68番は、若柳地区の 田 1筆 1, 163㎡、

番号69番は、若柳地区の 田 3筆 3, 705㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、

番号70番は、若柳地区の 田 3筆 2, 538㎡、

番号71番は、若柳地区の 田 16筆 22, 436㎡、

番号72番は、若柳地区の 田 1筆 1, 621㎡、

番号73番は、若柳地区の 田 2筆 1, 591㎡、

番号74番は、若柳地区の 田 2筆 1, 484㎡、

番号75番は、若柳地区の 田 23筆 31, 395㎡、

番号76番は、若柳地区の 田 5筆 4, 483㎡、

番号77番は、若柳地区の 田 3筆 3, 052㎡、

番号78番は、若柳地区の 田 14筆 8, 784㎡、

番号79番は、若柳地区の 田 17筆 10, 259㎡、

番号80番は、若柳地区の 田 4筆 3, 544㎡、

番号81番は、若柳地区の 田 18筆 14, 186㎡、

番号82番は、若柳地区の 田 5筆 9, 159㎡、

番号83番は、若柳地区の 田 7筆 4, 744㎡、

番号84番は、若柳地区の 田 8筆 12, 487㎡、いずれも新規賃貸借権設定の15案件、

番号85番は、若柳地区の 田 1筆 958㎡、

番号86番は、若柳地区の 田 8筆 6, 478㎡、

番号87番は、若柳地区の 田 3筆 2, 373㎡、

番号88番は、若柳地区の 田 5筆 4, 569㎡、

番号89番は、若柳地区の 田 4筆 3, 344㎡、

番号90番は、若柳地区の 田 51筆 32, 473㎡、畑 1筆 230㎡、計32, 703㎡、

番号91番は、若柳地区の 田 13筆 12, 463㎡、

番号92番は、若柳地区の 田 15筆 13, 724. 19㎡、

番号93番は、若柳地区の 田 7筆 6, 666㎡、

番号94番は、若柳地区の 田 4筆 5, 383㎡、

番号95番は、若柳地区の 田 29筆 24, 715㎡、

番号96番は、若柳地区の 田 17筆 17, 021㎡、

番号97番は、若柳地区の 田 31筆 22, 870㎡、いずれも賃貸借権設定更新の13案件、

番号98番は、金成地区の 田 2筆 2, 057㎡、

番号99番は、金成地区の 田 1筆 2, 606㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、

番号105番は、金成地区の 田 5筆 4, 222 m²、
 番号106番は、金成地区の 田 2筆 3, 090 m²、
 番号107番は、金成地区の 田 3筆 4, 211 m²、
 番号108番は、金成地区の 田 3筆 10, 193 m²、
 番号109番は、金成地区の 田 2筆 3, 980 m²、
 番号110番は、金成地区の 田 2筆 9, 903 m²、
 番号111番は、金成地区の 田 8筆 6, 677 m²、
 番号112番は、金成地区の 田 11筆 10, 660 m²、
 番号113番は、金成地区の 田 5筆 5, 107 m²、
 番号114番は、金成地区の 田 24筆 21, 428 m²、
 番号115番は、金成地区の 田 9筆 11, 442 m²、
 番号116番は、金成地区の 田 6筆 5, 803 m²、
 番号117番は、金成地区の 田 1筆 505 m²、
 番号118番は、金成地区の 田 9筆 8, 496 m²、
 番号119番は、金成地区の 田 2筆 4, 999 m²、
 番号120番は、金成地区の 田 5筆 5, 078 m²、
 番号121番は、金成地区の 田 11筆 14, 714 m²、
 番号122番は、金成地区の 田 3筆 2, 005 m²、いずれも新規賃貸借権設定の
 18案件、
 番号123番は、金成地区の 田 8筆 11, 795 m²、新規および更新の賃貸借権
 設定の1案件、
 番号126番は、金成地区の 田 3筆 12, 606 m²、
 番号127番は、金成地区の 田 5筆 4, 441 m²、
 番号128番は、金成地区の 田 3筆 11, 606 m²、
 番号129番は、金成地区の 田 3筆 6, 504 m²、
 番号130番は、金成地区の 田 4筆 3, 023 m²、
 番号131番は、金成地区の 田 1筆 1, 940 m²、
 番号132番は、金成地区の 田 2筆 18, 783 m²、
 番号133番は、金成地区の 田 2筆 2, 646 m²、
 番号134番は、金成地区の 田 12筆 11, 827 m²、いずれも賃貸借権設定更
 新の9案件、
 番号135番は、金成地区の 田 3筆 167 m²、畑 1筆 78 m²、計 245 m²、
 使用貸借権設定更新の1案件、
 番号137番は、志波姫地区の 田 7筆 18, 827 m²、
 番号138番は、志波姫地区の 田 11筆 16, 712 m²、
 番号139番は、志波姫地区の 田 24筆 10, 865 m²、
 番号140番は、志波姫地区の 田 22筆 11, 352 m²、
 番号141番は、志波姫地区の 田 6筆 10, 437 m²、

番号142番は、志波姫地区の 田 1筆 1, 807 m²、
番号143番は、志波姫地区の 田 8筆 19, 684 m²、
番号144番は、志波姫地区の 田 4筆 7, 750 m²、
番号145番は、志波姫地区の 田 4筆 5, 135 m²、
番号146番は、志波姫地区の 田 7筆 20, 906 m²、
番号147番は、志波姫地区の 田 2筆 6, 100 m²、
番号148番は、志波姫地区の 田 6筆 9, 531 m²、
番号149番は、志波姫地区の 田 1筆 1, 408 m²、
番号150番は、志波姫地区の 田 4筆 12, 658 m²、
番号151番は、志波姫地区の 田 5筆 11, 362 m²、いずれも新規賃貸借権設
定の15案件、

番号152番は、志波姫地区の 田 2筆 2, 644 m²、
番号153番は、志波姫地区の 田 10筆 11, 807 m²、
番号154番は、志波姫地区の 田 2筆 3, 371 m²、
番号155番は、志波姫地区の 田 4筆 3, 572 m²、
番号156番は、志波姫地区の 田 4筆 16, 473 m²、
番号157番は、志波姫地区の 田 1筆 546 m²、
番号158番は、志波姫地区の 田 2筆 6, 789 m²、
番号159番は、志波姫地区の 田 7筆 11, 727 m²、
番号160番は、志波姫地区の 田 10筆 14, 224 m²、
番号161番は、志波姫地区の 田 7筆 16, 598 m²、いずれも賃貸借権設定更
新の10案件、

以上、86案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の番号162番から番号165番までの4案件、番号167番から番号169番までの3案件、番号171番から番号179番までの9案件、番号188番から番号197番までの10案件、番号200番の1案件、番号204番から番号205番の2案件、番号209番から番号210番の2案件、

合わせて31案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号162番は、栗駒地区の 田 2筆 3, 615㎡、

番号163番は、栗駒地区の 田 2筆 3, 121㎡、

番号164番は、栗駒地区の 田 1筆 437㎡、

番号165番は、栗駒地区の 田 17筆 20, 531㎡、

番号167番は、栗駒地区の 田 3筆 4, 776㎡、

番号168番は、栗駒地区の 田 1筆 1, 709㎡、

番号169番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 901㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
7案件、

番号171番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 034㎡、

番号172番は、栗駒地区の 田 5筆 3, 702㎡、

番号173番は、栗駒地区の 田 9筆 21, 974㎡、

番号174番は、栗駒地区の 田 5筆 6, 528㎡、

番号175番は、栗駒地区の 田 2筆 3, 825㎡、

番号176番は、栗駒地区の 田 8筆 14, 428㎡、

番号177番は、栗駒地区の 田 13筆 4, 953㎡、

番号178番は、栗駒地区の 田 4筆 11, 623㎡、

番号179番は、栗駒地区の 田 5筆 4, 583㎡、

番号188番は、栗駒地区の 田 5筆 12, 126㎡、

番号189番は、栗駒地区の 田 5筆 10, 077㎡、

番号190番は、栗駒地区及び一迫地区の 田 10筆 16, 627㎡、いずれも賃
貸借権設定更新の12案件、

番号191番は、鶯沢地区の 田 4筆 10, 995㎡、

番号192番は、鶯沢地区の 田 3筆 2, 812㎡、

番号193番は、鶯沢地区の 田 11筆 7, 438㎡、

番号194番は、鶯沢地区の 田 4筆 2, 071㎡、

番号195番は、鶯沢地区の 田 6筆 6, 414㎡、

番号196番は、鶯沢地区の 田 18筆 16, 591㎡、

番号197番は、鶯沢地区の 田 7筆 8, 406㎡、

番号200番は、鶯沢地区の 田 5筆 5, 430㎡、いずれも新規賃貸借権設定の
8案件、

番号204番は、鶯沢地区の 田 13筆 13, 852㎡、

番号205番は、鶯沢地区の 田 2筆 2, 787㎡、

番号209番は、花山地区の 田 4筆 2, 607㎡、

番号210番は、花山地区の 田 6筆 5, 817㎡、畑 2筆 876㎡、計

6, 693㎡、いずれも賃貸借権設定更新の4案件、
以上、31案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、
第1区の番号1番から番号15番までの15案件、

番号18番から番号27番までの10案件、

番号31番から番号37番までの7案件、

番号39番から番号67番までの29案件、

合わせて61案件、

第2区の番号68番から番号99番までの32案件、

番号105番から番号123番までの19案件、

番号126番から番号135番までの10案件、

番号137番から番号161番までの25案件、

合わせて86案件、

第3区の番号162番から番号165番までの4案件、

番号167番から番号179番までの9案件、

番号188番から番号197番までの10案件、

番号200番の1案件、

番号204番から番号205番の2案件、

番号209番から番号210番の2案件、

合わせて31案件、

合計178案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、

第1区の番号1番から番号15番までの15案件、

番号18番から番号27番までの10案件、

番号31番から番号37番までの7案件、

番号39番から番号67番までの29案件、

合わせて61案件、

第2区の番号68番から番号99番までの32案件、

番号105番から番号123番までの19案件、

番号126番から番号135番までの10案件、

番号137番から番号161番までの25案件、

合わせて86案件、

第3区の番号162番から番号165番までの4案件、

番号167番から番号179番までの9案件、

番号188番から番号197番までの10案件、

番号200番の1案件、

番号204番から番号205番の2案件、

番号209番から番号210番の2案件、

合わせて31案件、

合計178案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 田 3筆 5, 895 m²、新規賃貸借権設定の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

日程第12、議案第5号 農用地利用配分計画についての、第1区の番号1番の1案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用配分計画についての、第1区の番号1番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第13、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

第1区の番号1番から番号5番までの5案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 畑 1筆 73㎡、昭和50年頃に転用されたものと思われ、申請地隣地住民の自宅増築時に敷地として提供し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号2番は、高清水地区の 畑 2筆 1,776㎡、平成元年頃及び15年頃、38-1を駐車場として整備し、その後38-3を薬局店舗用地として貸し出し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号3番は、一迫地区の 畑 1筆 230㎡、昭和20年頃に転用されたものと思われ、申請地隣地住民に宅地として提供し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号4番は、一迫地区の 田 1筆 948㎡、平成12年頃から労力不足により原野化し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号5番は、一迫地区の 畑 2筆 2,329㎡、真坂館浦60-2については先代の義父の労力不足により山林化、北沢寺沢15-1については寺院駐車場として提供、いずれも平成元年頃より転用され現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、5案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号5番 遊佐 一成 委員 から報告願います。

遊佐 一成 委員

報告いたします。去る2月17日に先の3名で書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、参考資料で見ると一目瞭然ですが現地は既に宅地化されており、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号2番についても、参考資料で見ると一目瞭然ですが現地は既に宅地化されており、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号3番は、宅地と宅地の間の登記上畑の土地について既に宅地化しており、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号4番は、宅地と雑種地に囲まれた農地ですが原野化しており、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号5番は、現況が山林及び寺院の駐車場として使用されており、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「討論なし」の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 非農地証明願についての、第1区の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。

よって、日程第13、議案第6号 非農地証明願の、第1区の番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和5年 第2回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後4時58分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員